

犬の飼い主さんは、読んでください。

～あなたは犬を飼う資格がありますか？～

回覧

犬のフンの始末は飼い主の責任です！

飼い犬の散歩中に、フンの始末をしないで、道路や公園、時には個人の住宅の玄関先などにまで、フンを放置していく飼い主の方が見受けられます。

近年、地域の方や通行者が迷惑している、公園で子どもが遊べないなど、犬のフンの放置により、困っている方々からの苦情が大変多く寄せられています。

○道路や公園など公共の場所、他人の土地などを汚物で汚した場合は飼い主が責任を持って始末しましょう。

○散歩などの際には、処理用具やビニール袋などを持っていき、飼い犬が排せつしたフンは必ず持ち帰り、適正に処理しましょう。

○飼い犬のフンを持ち帰ることは、飼い主の最低限のマナーです。



犬のフンが放置されて困っている市民の方へは左の看板の交付を行っております。

(交付枚数の制限、その他条件があります)

詳しくはお問い合わせください。

問合せ先：市原市役所
不法投棄対策・残土指導課
TEL：0436-23-9858

ごみの不法投棄などを発見したら通報を

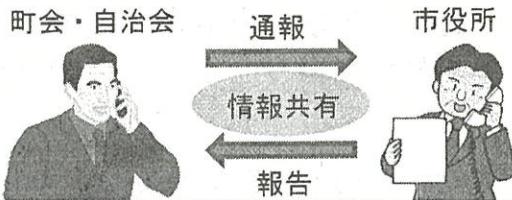
市と市原市町長連合会は、2017年4月11日に「廃棄物及び土砂等の埋立ての情報提供に関する協定」を締結しています。ごみの不法投棄や不審な土砂の埋め立てに対しては、早期発見が最も重要であり、市民の皆さんによる通報は行政にとって大きな力となっています。

町会・自治会員の皆さんへのお願い

通勤や買い物、散歩中など日常生活の範囲内で下記の事案を発見したら、本紙下欄に記載している通報先に通報するか、町会・自治会長に連絡・相談してください。

町会・自治会長の皆さんへのお願い

町会・自治会員の皆さんから連絡を受けたら、本紙下欄に記載している通報先に通報してください。また、通報後には市役所から対応経過などを御報告します。



◆通報いただきたい事案

ごみの不法投棄



生活ごみ
粗大ごみ
建築廃材など

谷になっている地形など、人の目に付きにくい場所が狙われやすい。

不審な土砂の埋め立て



ダンプで土砂を下ろして、重機で造成している現場のうち、

- ①法令の許可標識を立てていないもの
- ②ごみと疑わしき物を混入しているもの

事業者との接触は避けてください

通報いただいた後、現地調査や事業者への指導は市役所が行います。市民の皆さまが事業者と直接対峙するとトラブルに巻き込まれるおそれがあるため、接触は避けてください。また、市役所から事業者に通報者の個人情報を伝えることは決してありません。

◆通報先

月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分

☎ 0436-23-9858

市原市役所 不法投棄対策・残土指導課

夜間と土・日曜日、祝日など上記以外の時間（24時間受付）

☎ 0436-24-5374

不法投棄ストップコール